

太陽光発電システムは、 固定資産税がかかるのか？

- 新地町内で事業用として使用されている資産（構築物・機械・備品など）は、固定資産税の「償却資産」として、毎年1月31日までに町へ申告が必要になっています。
- 太陽光発電システムは、売電事業用の機械として、償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。
- 詳しくは、チラシ裏面でご確認ください。

Q:太陽光発電システムを設置しました。どうすれば良いですか？

設置された太陽光発電システムが償却資産の対象か？
※詳しくは、チラシ裏面を参考にし、ご確認ください

償却資産の対象となる

申告が必要です

償却資産の対象とならない

申告は不要です（終了）

※何も手続きはありません

お手数ですが、税務課固定資産係まで次のとおりご連絡願います

- ①設置者の氏名（または法人名）
- ②設置者の住民票上の住所（法人の場合は所在地）
- ③連絡のとれる電話番号
- ④電力の受給が開始された月
- ⑤用途及び発電量

「申告が必要」となり、町へ連絡した方には、毎年12月頃に、償却資産申告書を送付します。必要事項を記載し、翌年1月末日までに申告願います。申告書には取得価格（購入費用、取得費を含む）を記入する欄がありますので、あらかじめご確認をお願いします。

1. 償却資産として申告が必要となる太陽光発電システムについて

【設置者・発電量別の区分】

○＝申告の対象、×＝申告の対象外

設置者	10kw以上の 太陽光発電システム (余剰売電・全量売電)	10kw未満の 太陽光発電システム (余剰売電)
個人 (住宅用)	【○】家屋の屋根などに設置して発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、償却資産として課税の対象となります。	【×】事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外です。申告は必要ありません。
個人 (個人事業主・事業用)	【○】個人でも事業用資産になるため、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象になります。	
法人	【○】事業用資産になる。発電出力量や電量売電か余剰売電にかかわらず、償却資産として課税の対象となります。	

2. 太陽光発電システムの評価の区分について

太陽光パネルの設置方法及び設置場所	太陽光発電システム					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	ワイヤリョコナリ	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材(屋根材等)で設置	家屋	家屋	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産
架台に乗せて屋根に設置	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産
家屋以外の地上や構築物等に設置	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産

屋根材一体型の場合は、固定資産税の家屋として課税されますので、申告は必要ありません。架台に乗せて設置または地上などに設置した場合は、償却資産の申告が必要です。